

奈良県告示第四百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第一百十三条の二第一項の規定により、次のとおり田原本町営土地改良事業の工事が完了した旨の届出があつた。

平成二十二年一月十三日

奈良県知事
荒井正吾

届出者	事業名	事業同意年月日	地区名	事業年度
田原本町長 寺田 典弘	田原本町長 寺田 典弘	田原本町長 寺田 典弘	水と農地活用 促進事業（農道）	水と農地活用 促進事業（農道）
械揚水 水と農地活用 促進事業（機械揚水）	排水路 水と農地活用 促進事業（用排水路）	水と農地活用 促進事業（用排水路）	平成十九年十月 四日	平成十九年十月 四日
四日 平成十九年十月		平成十九年十月 四日		平成十九年十月 四日
区 宮古地	区 矢部地	区 佐味地		
平成十九年		平成十九年	平成十九年	平成十九年
日 二月二十九	日 二月二十九	日 二月二十九	一日	十二月二十 平成二十年
平成二十年		平成二十年		完了年月日